

緊急事態宣言発令に伴う市内公共施設 の利用について

4 月 7 日に政府が兵庫県を含む 7 都道府県を対象とした緊急事態宣言を発令しました。これを受け、三木市では 4 月 8 日午前 9 時から第 11 回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、3 月 4 日から実施している市内公共施設の利用について協議を行いました。

記

1 期 間

令和 2 年 4 月 9 日(木)から 5 月 6 日(水)まで

○今後の発生状況により変更する場合があります

2 市内公共施設の今後の対応

- 市内公共施設のうちの屋内施設は原則的に閉鎖する
- 市内屋外施設は利用可能とするが、密集、密接及び密閉空間となる更衣室等の利用を控えることや手指消毒の徹底等十分な感染措置を講じる
- 屋外施設ではあるが利用者が多く密接度の高いみきっこランドは閉鎖する
- 例外的に開館する市内屋内施設は別表のとおりとする

問い合わせ先 三木市総合政策部危機管理課
電話 0794-82-2000（内線 2430）